

南アルプス市地域経済消費喚起事業 「南アルプス元気券」取扱店募集要領

1. 目的

新型コロナウイルス感染症対策による外出の自粛などにより、市内飲食店などへの地域経済における影響及び市民の経済的な負担が増していることに鑑み、市内店舗等で使用できる「南アルプス元気券」（以下「元気券」という）を市民に給付し、もって消費の喚起を行うことにより、市内の地域経済の活力を創出することを目的に実施する。

2. 元気券の概要

- (1) 名称 南アルプス元気券
- (2) 発行主体 南アルプス市
- (3) 給付内容 市民一人あたり15,000円の商品券を給付
内訳（全店共通券5枚(5,000円分)/地元券5枚(5,000円分)/地元飲食券10枚(5,000円分)）
 - * 「全店共通券」は、すべての取扱店で利用が可能
 - * 「地元券」は、大型店での利用ができません
 - * 「地元飲食券」は地元券が使える飲食店での利用が可能（テイクアウト販売専門店を除く）
- (4) 給付方法 10月中旬から全世帯に簡易書留郵便にて郵送
- (5) 利用期間 令和3年12月1日（水）～令和4年3月31日（木）
※有効期間を過ぎた元気券は無効となり使用できません。

3. 取扱店登録申請について

(1) 資格要件

- ①南アルプス市内に店舗・事業所（大型店含む）を有する方、または市指定管理者施設であって、本事業の趣旨に賛同する事業所とする。但し、次に該当する事業者は取り扱いができません。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ・本要領5.(5)「元気券の利用対象とならないもの」に記載の取引及び商品のみを取扱う事業者
- ・役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- ・その他、発行主体である南アルプス市が指定する者。

- ②登録申込みの際、南アルプス市が指定する金融機関の口座開設がなされていること

山梨中央銀行・甲府信用金庫・山梨信用金庫・山梨県民信用組合・南アルプス市農協
ゆうちょ銀行（振込は、取扱店登録法人名義、個人の場合は、代表者名義の口座のみ）

- ③「やまなしグリーン・ゾーン認証（以降「GZ認証という）」対象施設（飲食業・宿泊業等）については、山梨県からGZ認証を受けていること。（元気券が利用できる使用期間中にGZ認証期限を迎える場合は、満了日前に更新認証を受けること）
（未承認施設の場合は、やまなしグリーン・ゾーン認証後に取扱店登録審査を行います。）

(2) 申請方法 (提出書類) ※申請書は、「各店舗数毎」に必要

- 「取扱店登録申請書」(様式1)
- 「取扱店申請に関する照会等同意書」(様式2)
- 「振込先金融機関口座の通帳のコピー」(通帳のオモテ面 + 通帳を開いた1・2ページ目)
- 「やまなしグリーン・ゾーン認証」対象施設(飲食業・宿泊業等)の場合
→ 県認証を受けていることが分かる書類(承認通知の写し又は県承認施設一覧ページのコピー)
- 「地元飲食業」登録事業者の場合
→ 「飲食店営業許可証(写し)」及び上記GZ認証を受けていることが分かる書類

(3) 登録受付期間 令和3年9月6日(月) ~ 令和4年2月末(商工会必着)

(4) 登録区分

(登録区分) いずれかの登録となります

大型店	本社(本店)が南アルプス市外にあって事業所が市内にある事業者 (ただしコンビニエンスストアは地元店となります。)
地元店	本社(本店)が南アルプス市内にあって事業所が市内にある事業者
地元飲食店	上記の地元店区分を満たす事業者のうち、飲食業として山梨県グリーン・ゾーン認証を受けている事業者

(登録区分別元気券回収可能券種)

登録区分 \ 回収可能券種	全店共通券	地元券	地元飲食券
大型店	○	×	×
地元店	○	○	×
地元飲食店	○	○	○

*登録区分により、回収・換金できる商品券が異なります。

(5) 申請書提出先

(提出先)	南アルプス市商工会 〒400-0337 南アルプス市寺部971 TEL055-280-3730
(提出方法)	(郵送・窓口(平日9:00~16:30)での受付) -但し12:00~13:00休憩-

(6) 取扱店登録証の交付

- ① 元気券取扱店登録申請書受付後、審査を経て「取扱店」として承認されます。
- ② 承認後、「取扱店証」、「ポスター」、「取扱店ステッカー」を交付いたします。
- ③ 「取扱店証」は、換金業務の際提示が必要となりますので、紛失にご注意下さい。

4. 換金方法

(1) 換金申込

回収した商品券の裏面に**取扱店名**を記入又は押印し、所定の換金申込書とともに
下記、山梨中央銀行3支店に期間内の毎週「月曜日」又は「木曜日」の営業時間内に申請する。

【換金取扱金融機関(3店舗)】 山梨中央銀行 小笠原支店 / 白根支店 / 八田支店

- (2) 換金受付 令和3年12月6日(月)～令和4年4月28日(木)の毎週月・木曜日
(年末年始を除く。月・木曜日が祝日の場合はその翌営業日)
※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

- (3) 換金手続 「使用済み商品券」(回収元気券裏面に取扱店名(スタンプ可)を記載下さい。)、
「取扱店証」を持参の上、銀行備え付けの「元気券換金請求書」に必要事項を記入し
て提出。「取扱店控え」を必ず受領して大切に保管して下さい。

- (4) 振込日

受付日	振込日	(振込日が祝日の場合は翌営業日)
月曜日受付分	翌週月曜日	
木曜日受付分	翌週木曜日	

- (5) 振込手数料 振込手続き1回につき手数料は330円(税込)。取扱店負担(送金額から差引)

- (6) 振込先指定金融機関名

山梨中央銀行 / 甲府信用金庫 / 山梨信用金庫 / 山梨県民信用組合
南アルプス市農協 / ゆうちょ銀行 の各支店

- (7) 留意事項 本要領 3.(4)「登録区分別回収可能券種」にて指定される券種以外は換金できません。
(お客様のから回収する際、間違いのないようにご確認下さい。)

5. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 元気券には偽造防止の特殊印刷(複写)が施されています。不正なものは換金することはできません。また、他へ譲渡・交換・売買は禁止します。
- (2) 元気券額面に利用金額が満たない場合でも、釣銭は出さない。
- (3) 取扱店が回収した元気券は、再使用できません。元気券裏面に取扱店名を記載又はスタンプ印を押し、速やかに換金手続きして下さい。
- (4) 有効期間を過ぎた元気券は無効となります。
- (5) 元気券の利用対象とならないものは次のとおりとします。
 - ①出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
 - ②有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高い物の購入
 - ③たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ購入
 - ④医療保険や介護保険等の一部負担
 - ⑤事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業者間決済
 - ⑥土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
 - ⑦現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としな
いキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
 - ⑨特定の宗教・政治団体と関わる者や公序良俗に反する者への支払い
 - ⑩その他、発行主体である南アルプス市が指定するもの。

6. 取扱店の責務

元気券取扱店は下記に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 元気券使用の制限事項以外の取引において、元気券の受け取りを拒まないこと。
- (2) 制限事項に反した元気券の取り扱いを行わないこと。
- (3) 受け取った元気券を換金以外の目的に使用しないこと。

- (4) 元気券の取扱については、現金と同様の扱いをすること。「セール対象外」などの取扱を行わないこと。
- (5) 取扱店であることが明確になるよう、商工会が配布するステッカーやポスター等を利用者が判断できる場所に掲示すること。
- (6) 利用者から受け取った元気券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務となること。
- (7) その他、南アルプス市及び南アルプス市商工会が、取扱店としてこの事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこと。

7. 広告宣伝・販売促進企画の奨励

- (1) 取扱店の情報は、市報・商工会広報誌、HP等にて事前告知を行う。
- (2) 取扱店は、店頭にてポスター、ステッカーを掲示し、積極的に本事業をPRする。
- (3) 取扱店は、積極的に元気券の利用活用を来店客並びに地域消費者にPRし、元気券持参者の顧客に対しては、特別な企画やおもてなし等をするように心掛け、元気券を事業所の販売促進の手段として企画活用する。

8. 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

9. 申請情報公表と共有の同意

- (1) 店舗名（事業所名）・所在地・電話番号・業種の公表（専用HP・チラシ等に掲載）について同意をいただきます。
- (2) 申請書に記載した情報について、南アルプス市、南アルプス市商工会、換金・振込業務を行う(株)山梨中央銀行と共有することに同意をいただきます。

10. 問合せ先

元気券に関する問い合わせ先	取扱店に関する問い合わせ先
南アルプス市役所 観光商工課 電話：055-282-7261（直通）	南アルプス市商工会 電話：055-280-3730 / FAX 055-280-3731